

鎌ヶ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）の骨子について

1 意見募集案件

鎌ヶ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）

2 改正理由

市では、鎌ヶ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めることにより、墓地等と周辺環境との調和を図っています。

そこで、増加傾向にある不特定かつ多数の方が利用する事業型墓地の設置状況を踏まえて、条例改正により新たな許可基準を設けることで、更なる周辺環境の調和を図ろうとするものです。

3 改正内容

（1）改正内容（条例第8条関係）

改正前の墓地等の経営許可基準は、市内に主たる事務所を有する「公益法人」又は「宗教法人」が、墓地又は納骨堂を経営する場合、市内の自己所有地であれば、主たる事務所から離れた場所に設置した墓地又は納骨堂についても認めています。

改正後の墓地等の経営許可基準は、「公益法人」又は「宗教法人」の主たる事務所敷地（境内地）又は隣接する土地の区域に設置した墓地又は納骨堂に限定します。※

※ 墓地等の経営許可にあたってはその他環境基準、施設基準などを設けています

（2）施行期日 公布とともに施行（予定）

（3）その他

改正条例の施行日前に、経営予定の墓地または納骨堂に係る事前協議書を受理した場合には、改正前の規定に基づき許可するものとします。